

令和8年度 緑化推進事業補助金のご案内

～東郷町都市緑化推進事業補助金～

町では、「あいち森と緑づくり税」（県民税）を財源として、民有地の緑化工事に対して補助を行っています。

補助対象

東郷町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において、民有地緑化を行なう者

対象規模

緑化面積が概ね 50 m²以上であること
（生垣設置のみの場合は、延長が 15m 以上であること）

受付期間

令和8年12月25日まで（ただし、年度内に完了する工事に限ります。）
※予算に達した時点で受付を終了します。



補助対象費用

屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化における以下の工事費用
[緑化事業]

- ・植栽（例：樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く）
- ・植栽基盤（例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など）
- ・灌水施設（例：散水栓、給水管など）
- ・園路整備（例：緑化対象区域内における園路舗装、境界ブロック）

[既存民有樹林地活用事業]

- ・園路整備（例：園路舗装、境界ブロック）
- ・柵、ベンチ、自然解説板、案内板、本事業により整備したことを示す表示板

補助条件

○屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、既存民有樹林地活用型事業
以下のいずれかを満たすこと。

- ・道路から眺望できること。
- ・不特定の人が立ち入って見ることができること。
- ・管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。

○生垣設置

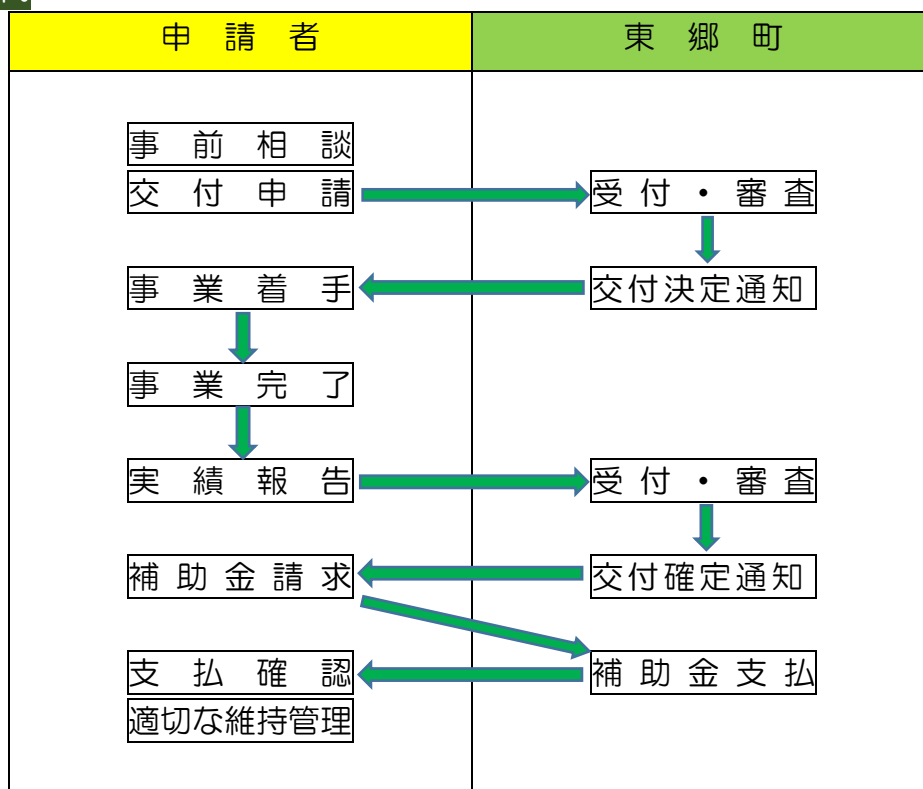
- 以下のすべてを満たすこと。
- ・道路又は隣地沿いにあること。
 - ・生垣の接道延長が3m以上であること。

補助金交付額

対象経費の1／2の額とし、以下の範囲内。

- ・10万円≦交付額≦500万円（※愛知県からの内示額以内）
- ・屋上緑化、壁面緑化……緑化面積に1㎡あたり3万円を乗じて得た額
- ・空地緑化……緑化面積に1㎡あたり1.5万円を乗じて得た額
- ・駐車場緑化……緑化面積に1㎡あたり2万円を乗じて得た額
- ・生垣設置……生垣延長に1mあたり5千円を乗じて得た額
- ・民有樹林地活用型事業…工事対象面積に1㎡あたり1万円を乗じて得た額

補助の流れ



※変更・中止する場合は役場へ別途申請等が必要です。

留意事項

- ・緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業は対象となりません。
- ・管理放棄や撤去などは、助成金の返還を求める場合があります。
- ・この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。
- ・その他、ご不明な点は都市整備課までお問い合わせください。

町ホームページ <http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>

[Soshikikarasagasu/toshiseibika/ryomuannai/4/1/3233.html](http://www.town.aichi-togo.lg.jp/Soshikikarasagasu/toshiseibika/ryomuannai/4/1/3233.html)

【問合せ先】 東郷町役場 都市整備課 公園緑地係
 〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
 Tel:0561-38-0748（直通） Fax:0561-38-0066
 Email:tgo-seibi@town.aichi-togo.lg.jp